
規 則

高知県不当景品類及び不当表示防止法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 9 月 24 日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第10673号

**高知県不当景品類及び不当表示防止法施行細則の一部を
改正する規則**

高知県不当景品類及び不当表示防止法施行細則（平成12年高知県規則第113号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第29条第2項」を「第25条第2項」に改める。

別記様式を次のように改める。

附 則

この規則は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

規 則

◎ 高知県不当景品類及び不当表示防止法施行細則の一部
を改正する規則